

「江戸川高規格堤防整備事業」と一体の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」に関する公開質問書（その4）と江戸川区の回答

公開質問書の提出 平成26年3月11日

江戸川区からの回答 平成26年3月25日

1 盛土工事の事業主体について

国土交通省関東地方整備局長と江戸川区長が平成25年5月30日に締結した「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」により、高規格堤防の盛土工事は国土交通省が実施することになり、この協定に沿って北小岩一丁目東部土地区画整理事業を進めるため、事業計画変更の手続きがようやく、今年1月下旬になって始められました。現在は縦覧、意見書の提出が終わり、今後、東京都市計画審議会の審査が行われることになっています。最終的に東京都知事が事業計画変更について判断を示す（修正要求又は意見書提出者への通知）まで、手続きは1年程度の期間がかかるとされています。

この事業計画変更の手続きが完了するまでは、上記の協定に沿って国土交通省が高規格堤防の盛土工事を行うことはできません。上記の協定に沿った国土交通省と江戸川区の工事分担が土地区画整理法の上で法的に可能となるのは、この事業計画変更の手続きが終わってからになるからです。

となれば、北小岩一丁目東部地区「まちづくり懇談会」配布資料の「今後の事業スケジュール」では今年の早い時期から国土交通省が盛土工事を始めることになっていましたが、盛土工事は大幅に遅らざるを得ないこととなります。このことに関して以下質問します。

（1）現在の盛土工事の事業主体

事業計画変更前の現在の北小岩一丁目東部土地区画整理事業では盛土工事の事業主体は江戸川区以外にありえませんが、このことについて江戸川区の見解を示してください。

（1）について

質問書にあるとおり、北小岩一丁目東部土地区画整理事業の事業計画（以下、「本事業計画」と言う）については、現在、事業計画変更の手続きを進めています。当初の本事業計画では本地区の課題解消のために盛土造成を行うとしていましたので、当初の本事業計画において、土地区画整理事業上でこの造成をする主体は江戸川区となります。

（2）事業計画変更後の盛土工事の事業主体

上記の協定に沿った国土交通省と江戸川区の工事分担が土地区画整理法の上で法的に可能となるのは、事業計画変更の手続きが終わってからになりますが、このことについて江

戸川区の見解を示してください。

(2) について

国と区が平成25年5月30日付けで締結した「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業及び北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関する基本協定書」（以下、「基本協定」と言う）は、河川法に基づき実施される国の「北小岩一丁目地区高規格堤防整備事業」と土地区画整理法に基づき実施される区の「北小岩一丁目東部土地区画整理事業」について、共同事業として実施することに関する基本的事項について協定を締結したものです。共同事業とすることにより、同地区で実施される国と区の二つの事業について、事業の実施時期を合わせ、重複する部分については役割や費用の分担をしていくことになります。なお、共同事業化したとしても、二つの事業はそれぞれ河川法と土地区画整理法という別の法律に基づく事業であることは変わりありません。

本地区における国の高規格堤防整備事業の事業化及び基本協定締結により、国が本地区の一部について高規格堤防を整備することになりました。それにより、当初の本事業計画で区が土地区画整理事業により盛土造成するとしていた部分のうち高規格堤防整備事業の施行範囲については、現地盤面からではなく同事業により整備した高規格堤防上に土地区画整理事業で必要とする宅地の造成をすることになります。よって、本事業計画の変更にあたって、国による高規格堤防の施工範囲に相当する部分の造成は、事業計画から除外しています。

国が平成26年度に予定している工事は、河川法に基づく高規格堤防の整備のための工事となります。また、区が変更手続きをしている本事業計画の変更内容は、土地区画整理事業上で高規格堤防の整備を行う内容ともしていません。よって、国が平成26年度に予定している工事が、本事業計画の変更手続きが終わってからでなければできないとするご指摘には当たらないと考えます。

(3) 盛土工事の開始時期

以上のことを踏まえれば、国土交通省が実施する盛土工事は事業計画変更の手続きが完了するまで、大幅に遅らざるを得ないこととなります。もし、今年の早い時期に国土交通省が盛土工事を開始することがあれば、それは土地区画整理法に違反することになります。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(3) について

上記(2)で述べたとおりです。ご指摘の「国土交通省が実施する盛土工事は事業計画変更の手続きが完了するまで、大幅に遅らざるを得ない」ということにはならないと考えます。

2 地元住民との話し合いについて

私たちは、江戸川区が地元住民の方々との話し合いをとことん進めることを求めてきま

した。これに対して、江戸川区からは話し合いを続けるとの回答があるものの、実際に話し合いに真摯に取り組んだという形跡が見られません。以下、このことについて質問します。

(1) 地元住民との話し合いの記録について

地元住民の住宅を訪問したことおよび話し合いの内容についての記録を江戸川区に求めても、そのような記録はないとの答が返ってきています。江戸川区はどのように重要な記録をなぜ残そうとしないのでしょうか。その理由を明らかにしてください。

(1) について、

訪問や話し合いの記録については、いつ、どこで、誰と、どのような内容で訪問、お話しをさせていただいたか程度であれば、概ね記録しています。

(2) 地元住民との話し合いの回数について

地元住民の住宅を訪問したことおよび話し合いの内容についての記録がないのは、記録するほどの訪問もせず、話し合いもほとんどしてこなかったことを意味しているのではないのでしょうか。現在、北小岩一丁目東部に居住している地元住民との話し合いを今まで何回行ったことがあるのでしょうか。その延べ回数と対象家屋数を明らかにしてください。

(2) について

記録の有無については、上記(1)で述べたとおりです。なお、質問書では「訪問や話し合いをほとんど行っていない」から「記録がない」のではないかとしていますが、「記録の有無」が即ち「訪問や話し合いの有無」になるとは考えていません。

なお、権利者ではない方からの質問であり、かつ公開質問書という位置付けですので、本回答にて現在地区に残られている方に対する個別の取組みの内容について回答することは控えさせていただきます。

(3) 地元住民との話し合いをほとんどしてこなかった真の理由は？

現在、北小岩一丁目東部に居住している地元住民との話し合いをほとんど行ってこなかったのは、それらの住民は現在は不同意であっても、工事が進行していけば、いたたまれなくなって、いずれは出ていかざるを得なくなると、高を括っているからではないのでしょうか。とすれば、そのようなやり方は反対住民の切り捨てでしかありません。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(3) について

区では、質問書にあるような考え方は持っていません。

事業を進めるにあたって、現在地区に残られている方も含めて地区の皆さんに対しては、個別の相談、まちづくり懇談会のような地区全体を対象とした懇談会、まちづくりニュースの配布等の様々な機会をとおして話し合いや相談をお受けできるように取組みを進めてきました。また、ご連絡いただければ土日や平日の夜であっても訪問させていただくことが可能であることも再三お伝えしてきました。

現在地区に残られている方に対しては引き続き話し合いを続けていき、できる限り早くご納得いただき、移転していただくようお願いしていきます。一方、既に多くの方々が地区外に一旦転居していただき、造成工事完了後の土地の引き渡しを待っておられる状況ですので、区としては、できる限り皆さんに説明しているスケジュールを守るためにも、できるところから工事を進めるなどの取組みをしています。

(4) 地元住民との真摯な話し合いを！

現在、居住している地元住民との話し合いを江戸川区がほとんど進めてこなかったことは明らかです。私たちは、江戸川区が現在、居住している地元住民との話し合いを真摯に行うこと、膝を突き合わせてとことん話し合いを行うことをあらためて求めます。このことについて江戸川区の見解を示してください。

(4) について

上記(3)で述べたとおりです。